



障害者政策委員会の模様

差別解消法基本方針づくり 事業者へのヒアリング行われる

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 風谷 安雄
東京都豊島区目白3丁目4の3
デアダンクビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
http://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

障害者差別解消法の平成28年度施行に向け、障害者政策委員会では基本方針づくりの議論が行われており、日身連からは阿部一彦副会長(仙台市会長)が参画しています。9月22日、29日に内閣府(東京都千代田区)で開催された第14回・15回委員会では、銀行・輸送・旅行・理容・飲食・宅地建物等のべ20の事業者と法務省及び警察庁に対するヒアリングが行われました。

障害者差別解消法では、差別解消に向けた措置として、国や地方の行政機関・主務大臣などが各行政機関・事業者に対してガイドライン(対応要領・対応指針)を策定することになっています。それらの策定にあたっては、基本方針の内容に即して行うことになっており、基本方針にどのような内容を盛り込むかが、今後のガイドラインづくりにおいて重要となってきます。

ヒアリングにおいては、あらかじめ基本方針に関するいくつかの項目について意見書を出し、それに基づく事業者からの説明の後、委員との質疑を行いました。ヒアリング項目としては、▼差別的取扱いに

ついて▼差別的取扱いとならない正当な理由について▼合理的配慮について▼合理的配慮をしなくてもよいとされる「過重な負担」について▼対応要領・対応指針に記載すべき事項についてなどです。事業者からは各業種におけるこれまでの取り組みの紹介が行われたほか、「過重な負担」については経済的な負担を理由にあげる傾向が見られ、対応指針策定にあたっては具体的な例示や好事例の紹介を求める意見が多く寄せられました。なお、ヒアリング初回の第14回委員会では、越智隆雄内閣府大臣政務官から議論へ期待する旨のあいさつがありました。

次回委員会は10月20日、10月27日に基本方針案に関する議論を行う予定です。

◆ヒアリング事業者・省庁一覧
東日本旅客鉄道株式会社／東海旅客鉄道株式会社／西日本旅客鉄道株式会社／(一社) 日本民営鉄道協会／(一社) 日本地下鉄協会／(公社) 日本バス協会／(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会／(一社) 全国福祉輸送サービス協会／(一社) 全国銀行協会／(一社) 生命保険協会／(一社) 日本損害保険協会／全国理容生活衛生同業組合連合会／全国飲食業生活衛生同業組合連合会／(一社) 日本フランチャイズチェーン協会／日本商工会議所／定期航空協会／全国地域航空システム推進協議会／(一社) 日本旅行業協会／(一社) 全国旅行業協会／(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会／警察庁／法務省

障害者雇用分科会 指針作りに向け本格的に議論

9月11日、厚生労働省内会議室において、第63回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催されました。差別禁止指針を議題に協議が行われ、日身連からは阿部一彦副会長(仙台市会長)が委員として出席しました。

会議の冒頭、生田正之職業安定局長からは、改正障害者雇用促進法が円滑に施行・定着されるためにも差別禁止及び合理的配慮提供の2つの指針が大事であると捉えており、活発な議論をお願いしたいとの挨拶がありました。次に、議題に入り、事務局から今後のスケジュールとして、まず12月15日までに差別禁止指針及び合理的配慮指針について議論し、年末年始にかけてパブリックコメントを実施、来年2月頃には諮

問答申を行い、年度内に指針を策定し、来年度に指針の周知を図っていく予定が説明されました。続いて、事務局案として提出された「障害者に対する差別的禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針(案)」の説明がありました。この案は、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」を踏まえて事務局がたたき台として作成したものです。その内容に対して議論されました。阿部副会長からの質問では、「すべての事業主」に人材派遣事業者が含まれることの確認が行われました。

なお、今回の開催は10月23日で、今回の意見を踏まえ修正された指針案の議論と、合理的配慮指針案についての議論が行われる予定です。